国保からのお知らせ

保険証を4月に更新

八幡市国民健康保険（国保）の保険証を4月に更新します。保険証の有効期間は2年です（有効期間内に75歳になられる人は誕生日の前日まで。外国人は在留期限の翌日まで）。

保険料を滞納されていない人には、3月中旬に郵送します。簡易書留郵便で送付しますので、留守等不在で届かない場合は、国保医療課までお問い合わせください。

※旧保険証は、4月1日以降、国保医療課へ返還していただくか、細かく裁断するなど、確実な処分をお願いします。

◀新保険証

京都府
国民健康保険
被保険者証

有効期限　平成32年 3月31日

記号番号　幡15－999999
氏名　八幡 太郎
生年月日　平成25年1月1日　性別　男
世帯主氏名　八幡 太郎
住所　京都府八幡市 八幡園内 75番地
適用開始年月日　平成20年 4月 1日
交付年月日　平成30年 4月 1日
保険者番号　260117　交付者名　八幡市

新しい保険証は青色で、有効期間は2年です。当該年の表示は、新元号による応当年に読み変わるものとします（有効期限まで使用できます）。

老人医療の「外来高額療養費」の年間上限額

平成29年8月から、老人医療受給者の高額療養費の上限額が変更となったことに伴い、一般区分に属する人は、新たに外来の年間上限（毎年8月から翌年7月31日までの期間で144,000円）が定められました。

●領収書は保管して

申請には領収書が必要となります。確定申告で医療費控除を受けられる場合、「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となりますが、必ず領収書を手元に保管してください。

子育て支援医療費受給者証についてのお知らせ

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に、入院・通院時の医療費助成を実施しています。

制度対象者のうち、次の人に有効期限を延長した受給者証を3月に送付します。

新小学4年生▼平成33年3月までの受給者証（さくら色）

新中学1年生▼平成33年3月までの受給者証（白色・さくら色）

※転入等で、有効期限を延長した受給者証を交付した人には送付していません。

★生活保護など他の公的医療制度を受けているのに受給者証の届いた人、また、公的医療助成を受けていないのに受給者証の届かない新小学4年生および新中学1年生の人は、国保医療課まで連絡してください。

★対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

■助成内容

	0歳～3歳未満	3歳～中学3年生
入院	◇白色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、入院・通院（医科・歯科）別	◇白色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別
通院		◇さくら色受給者証 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険（国保）または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間（平成28年8月1日～29年7月31日）に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の自己負担限度額を50円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。

対象期間中に他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた場合は、その自己負担額も合算することができます。詳しくは平成29年7月31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

対象期間中に、国保または後期高齢者医療制度に継続して加入していた人には、2月下旬から順次、支給のお知らせを送付していますので、申請してください。

■70歳未満

所得金額（※）	自己負担限度額
901万円を超える	212万円
600万円を超え901万円以下	141万円
210万円を超え600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得金額＝総所得額等から基礎控除（33万円）を引いたもの。

■70歳以上

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一　般	56万円
低所得Ⅱ（※2）	31万円
低所得Ⅰ（※1）	19万円（※3）

※1 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下（年金収入80万円以下）の人。
※2 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。
※3 低所得Ⅰ区分の世帯で介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

◆問い合わせ　国保医療課

保険料は納期内に納めましょう

保険料は、皆さんが病気やケガをしたとき、また介護が必要になったときに安心して治療や介護サービスが受けられる大切な財源です。

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、3月が今年度の最終納期月（今年の納期限は4月2日）です。忘れず納めてください。

納期限が過ぎますと、督促状が送付され督促手数料や延滞金が加算されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

相談なく滞納すると法令に基づき滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

■納付相談を行います

保険料の滞納がある人に、納付相談窓口を開設します。経済的な理由等について、お聞かせいただき、納付等の相談に応じますので、保険料収納課までお越しください。

●実施日時
・3月16日（金）
午後5時15分～8時
・3月17日（土）
午前9時～正午

■保険料の納付は口座振替で

保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）または金融機関口座届出印をご持参いただければ、保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

■滞納国民健康保険料を京都地方税機構へ移管

4月から国民健康保険料（督促手数料、延滞金含む）の滞納整理事務を「京都地方税機構」へ移管します。

移管に伴い4月以降の納付相談は京都地方税機構で行っていただくことになります。

◆問い合わせ　保険料収納課

ごみ出しのお願い

●ごみ出しは
45ℓ以下の無色透明か白色半透明の袋で
色つきの袋や中の見えない袋は収集できません。

また、プラスチック製容器包装は処分場にて手で選別していますので、袋の中に他の袋を入れる多重袋はおやめください。

●ごみは水切りを

ごみの水分を切ると、嫌なにおいを防ぐだけでなく、ごみ焼却のための経費と時間の節約にもつながります。

三角コーナーやネットを使うなど、ごみの減量にご協力ください。

◆問い合わせ　環境業務課

お茶の京都博〔3月のEVENT〕

Discover Premium Green お茶の京都

お茶の京都博「一坪茶室展～やよいver.～」

日時 2018年3月3日(土)、4日(日) 10:00～16:00
※雨天時は10日(土)、11日(日)に順延
場所 宇治市(JR宇治駅、京阪宇治駅周辺商店街等)
QRコードからアプリを取得
山城12市町村が大学や企業とコラボして制作した、流派にとらわれない12の「一坪茶室」が商店街に集結します！一坪茶室を巡る景品付きスタンプラリー、周辺商店街で利用できるスマホアプリクーポン「こことろ」も実施！

全国茶香服大会

日時 2018年3月4日(日)
場所 〈競技会場〉JA京都やましろ宇治田原町支店 13:30～17:00
〈イベント会場〉宇治田原町住民体育館 10:00～16:00
「日本緑茶発祥の地」宇治田原町で、お茶の産地や銘柄を当てる競技「茶香服大会」を開催。手もみ製茶、抹茶アートなどの体験や特産品などの販売イベントも！※競技の事前申込は終了しております。
問0774-88-6638(宇治田原町産業観光課)

お茶の京都博テイクオフパーティー

日時 2018年3月10日(土) 11:00～16:00
場所 アスピアやましろ(山城総合文化センター) サテライト会場 福寿園CHA遊学パーク(自由見学：540円)
「お茶の京都博」を締めくくり次世代へ繋げるテイクオフイベント。お茶の京都博イベントの表彰状贈呈式やクラシック演奏、お薬しみ抽選会などのステージイベントのほか、立礼式の呈茶席や宇治茶BAR、特産品販売など食の催しも盛りだくさん！京きゃらたちも集合☆

お問合せ　お茶の京都博実行委員会事務局(京都府企画理事付) 075-414-4529
詳細は「お茶の京都博」HPへ！(ochahaku.kyoto)